

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた を目指して



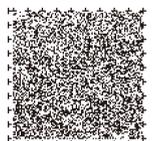
# かまた街なか“すいすい”プラン

大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区）

平成24年3月



この冊子は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。この冊子には、音声録音したCD版（DAISY録音図書）があり、音声で聞くことができます。





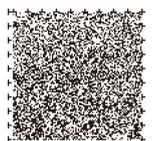
## 目次

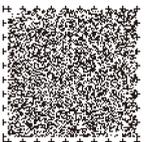
---

1	策定にあたって	1
1-1	背景と目的	1
1-2	策定体制・スケジュール	2
1-3	計画の目標	4
2	対象地区の設定	5
2-1	生活関連施設・経路	5
2-2	重点整備地区の区域	6
3	基本的な取り組み方針	8
3-1	地区全体の方針	8
3-2	施設別の方針	8
4	特定事業等の設定	10
4-1	検討の流れ	10
4-2	特定事業	11
4-3	今後検討が必要な事項	18
5	今後の推進に向けて	21
5-1	本プランの推進	21
5-2	留意事項	23
参考資料		
資料1	まち歩き点検の実施概要	26
資料2	蒲田駅周辺地区バリアフリーに関するアンケート結果	33
資料3	移動等円滑化の課題	39

### ○「障害」の表記について

法令等に基づくもの、固有名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。





## 1-1 背景と目的

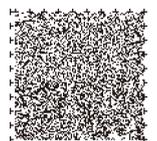
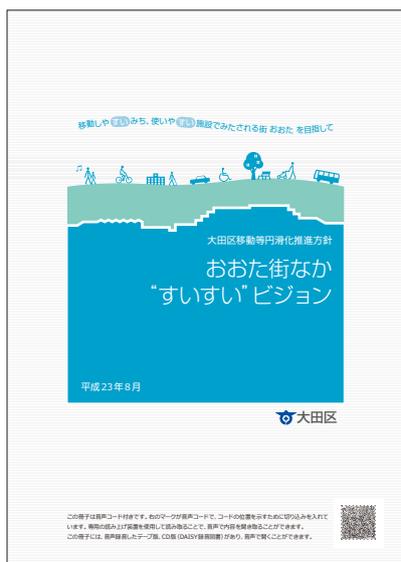
- おおた街なか“すいすい”ビジョンにおいて、移動等円滑化を推進するエリアとして定めた2地区のうち、まず蒲田駅周辺地区からプランを策定していきます

大田区は、平成23年3月に、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。その中に、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくための施策の一つとして、「多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザインの推進」を位置づけています。

これを受けて、平成23年8月に、この施策を推進するためのしくみと具体的な事業推進の方法を示した「おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定しました。

「おおた街なか“すいすい”ビジョン」では、多くの人が集まる拠点となる地域において、「移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）」を重点的かつ計画的に推進するため、蒲田駅周辺地区と大森駅周辺地区の2地区を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づく重点整備地区に指定しました。

このうち、まず、蒲田駅周辺地区を対象に移動等円滑化を実現するため、バリアフリー法に基づく基本構想として「かまた街なか“すいすい”プラン」を策定することとします。

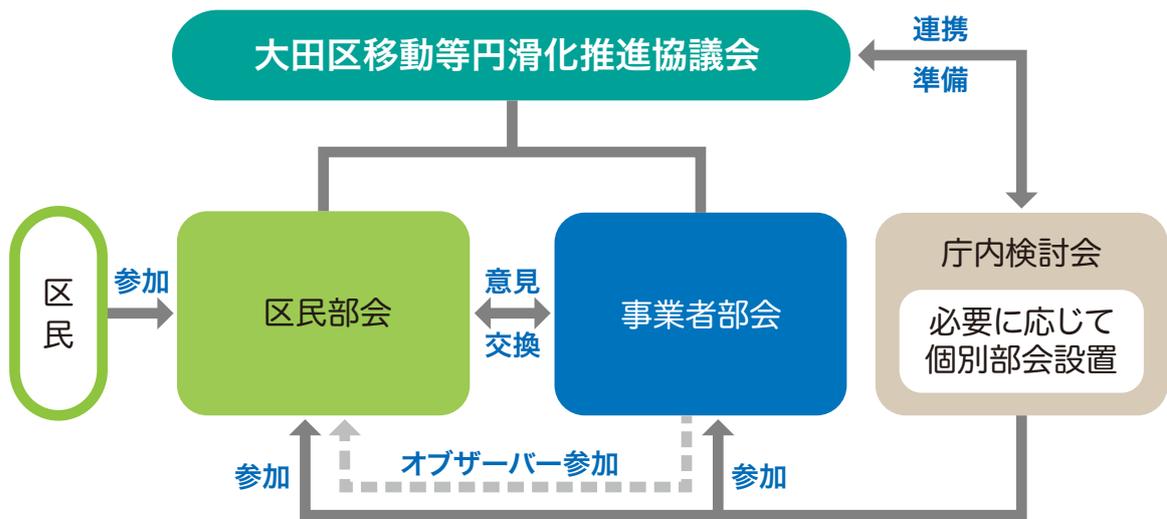


## 1-2 策定体制・スケジュール

### (1) 策定体制

かまた街なか“すいすい”プランは、以下のような体制のもと、区民参加を得ながら、事業者と適宜調整を図りつつ策定を進めます。

図1 策定体制



■協議会：大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される組織です。本プランの検討を行います。

■区民部会

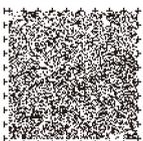
本プランの検討にあたって、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する部会です。まちあるき点検やワークショップを適宜開催します。

■事業者部会

施設や道路、心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討します。

■庁内検討会

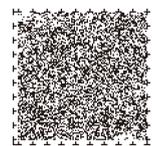
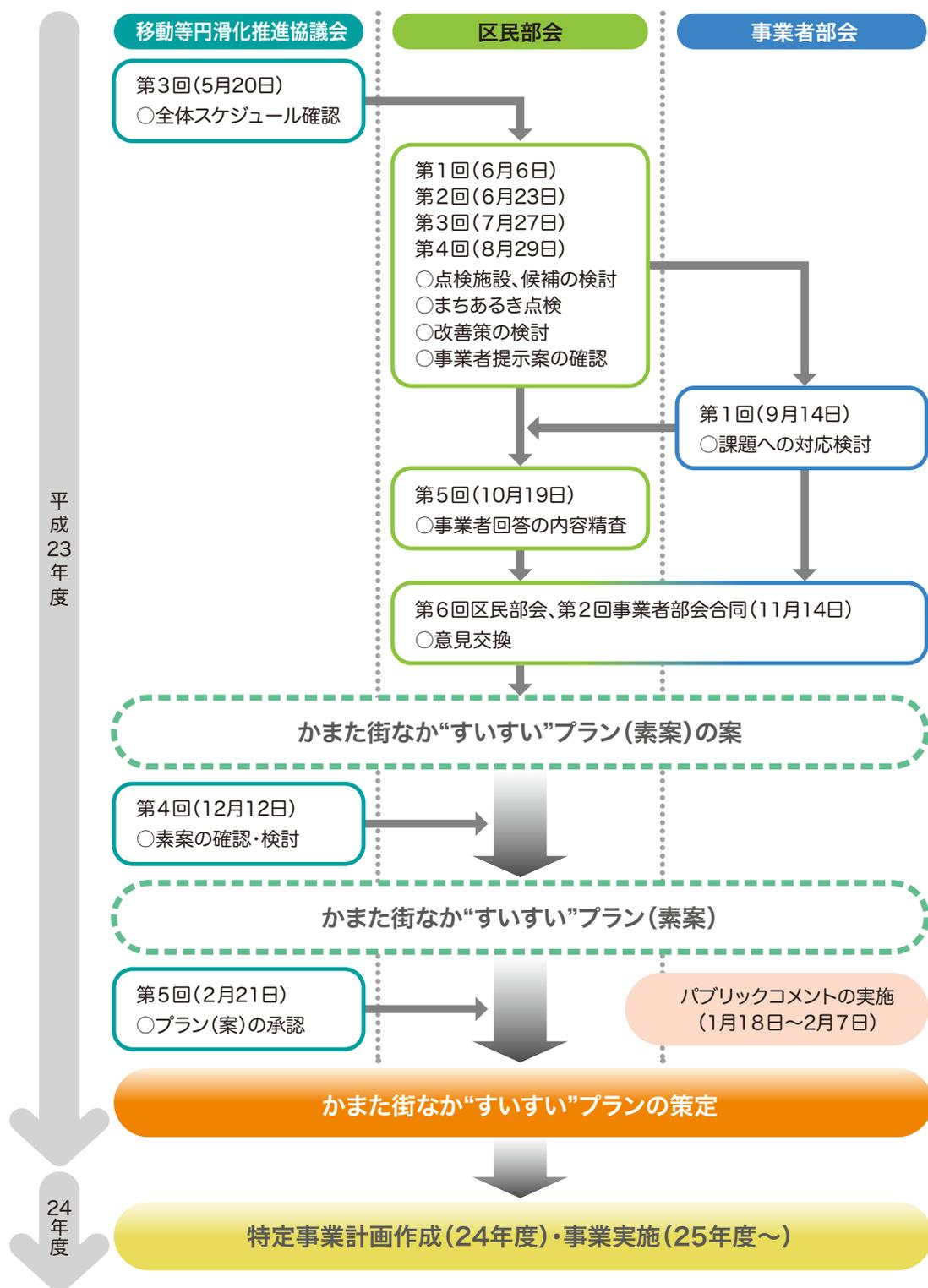
区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整を行う組織です。



## (2)策定スケジュール

策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図2 策定スケジュール



## 1-3 計画の目標

### (1) 目標年次

- 目標年次は平成32年度（ただし、区施設は平成30年度）、短期として平成27年度に設定します

本プランにおける目標年次を平成32年度と設定します。ただし、区の施設は、「おおた未来プラン10年」や「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」等の目標年次にあわせて平成30年度とします。

また、「おおた街なか“すいすい”ビジョン」を踏まえ、緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、平成27年度までに事業完了を目指します。

なお、本プランの内容は、事業実施の中間時点において見直しを行い、前半での取り組みをチェック（点検・評価）し、その結果を後半の取り組みに反映します。

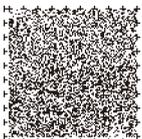
年度(平成)	2011 (23)	2012 (24)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)
かまた街なか “すいすい”プラン	プラン 策定	事業計画 策定		事業実施				事業実施		

※ 2016年度(28)に「見直し」の注釈が記されています。

### (2) 計画の目標

- 利用者目線の“すいすい”を実現します

国が示す目標値・基準にとどまらず、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた「利用者目線の“すいすい”の実現」を目指しています。



## 2-1 生活関連施設・経路

## (1)生活関連施設の設定

- 生活関連施設の候補施設を設定し、本プランで「特定事業等」の協力が得られた施設を生活関連施設とします

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定する必要があります。

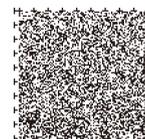
そこで、区では、以下のような施設を生活関連施設の候補とし、そのうち本プランで「特定事業等」の協力が得られた施設を生活関連施設とします。

表1 生活関連施設の候補の対象

施設を含む地区の範囲	下記の①を基本とし、②と③を満たす範囲にある施設を対象とします。 ① 「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」の対象範囲を基本 ② 蒲田駅・京急蒲田駅を中心とした徒歩での移動ができる範囲 ③ 「おおた街なか“すいすい”ビジョン」において設定した候補施設に加え、平成23年4月～5月に実施したアンケート調査及び区民部会における意見にて利用頻度が高いとされた施設を含む範囲
対象の施設	上記の範囲にあるバリアフリー法ほか法令によりバリアフリー化することが必要とされる施設

表2 生活関連施設の候補の内訳

分類	施設の種類の種類	
公共交通	a: 特定旅客施設	一日平均 5,000 人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	b: 公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署※、郵便局※・銀行※
	c: 文化・教養施設	図書館、区民センター、その他文化教養施設
	d: 福祉・医療施設	ゆうゆうくらぶ、さわやかサポート、大田区社会福祉センター、病院
	e: スポーツ施設	大田区総合体育館
	f: 商業施設	500 m <sup>2</sup> 以上のもの（大田区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱に基づく届出に該当するもの）



建築物	g: 宿泊施設	都市ホテル* (床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの)
	h: その他建築物	その他法令によりバリアフリー化が必要とされる施設
公園	i: 公園・緑地	都市公園

※ 区民部会意見より、警察署、郵便局、銀行及び都市ホテルを追加しました。

\* 建築物については「おおた街なか“すいすい”ビジョン」において設定した候補施設に加え、アンケートや区民部会の意見により、利用者が多く見込まれるとされた施設について分類(b~g)しています。

\* 路外駐車場に関して、建築物と同一敷地内にある駐車場は建築物と一体のものとし、それ以外は一時的な利用のものが多く、土地利用が変化しやすいことから対象としていません。

## (2)生活関連経路の設定

- 生活関連施設の間を結ぶ経路を生活関連経路として設定し、今後実施する事業の種類を明確にするために2つに区分します

平成23年4月～5月に実施したアンケート調査及び区民部会での検討結果を踏まえ、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として(1)で設定した生活関連施設を結ぶ経路を設定します。なお、設定にあたっては、生活関連経路のネットワークを重視しながら、今後実施する事業の種類を明確にするため2つに区分します。この結果は図3に示すとおりです。

表3 生活関連経路の区分

区分	対象	整備方針
生活関連経路(A)	歩道の有効幅員が原則2m以上の道路 駅の自由通路など歩行者用通路も含む	バリアフリー法ほか法令による基準への適合を重視した事業で対応するもの
生活関連経路(B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した事業で対応するもの

### 2-2 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含み、北側は多摩堤通り、東側は第一京浜、南側は環状8号線とJR蒲田電車区、西側は西蒲田七丁目交差点を南北に走る道路に囲まれ、各道路からアクセスする生活関連施設を含む範囲(約92ha)(図3参照)とします。

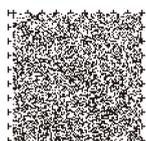
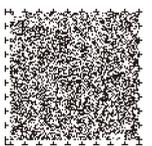
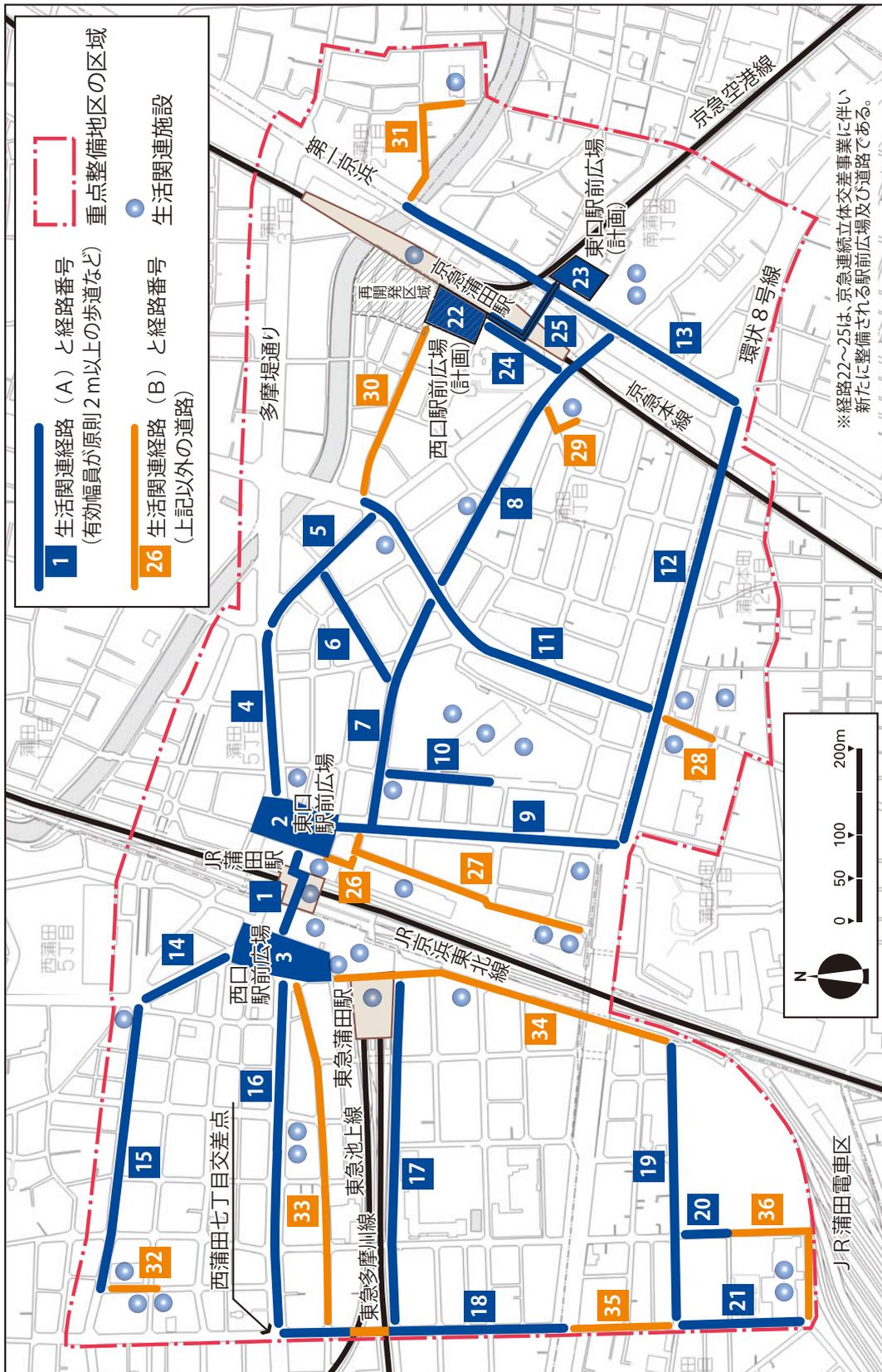


図3 重点整備地区の地域と生活関連施設・経路



# 3

## 基本的な取り組み方針

本地区の移動等円滑化の課題（参考資料の資料3参照）を踏まえ、移動等円滑化に向けての基本的な方針を以下に示します。

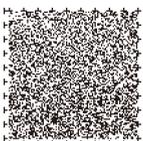
### 3-1 地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ、妊娠中の人や乳幼児連れの人、病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活には欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路、建築物などを対象に、連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- JR蒲田駅・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ経路、各駅の徒歩圏内にある生活関連施設と駅を結ぶ経路及び生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。
- ハードの整備だけでなく、違法駐車を取り締まりや放置自転車対策など、ソフト施策を進めます。

### 3-2 施設別の方針

#### (1)公共交通

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備等のさらなる安全性及び利便性の向上に努めます。
- 東急蒲田駅では、だれでもトイレの設置など、施設の改修を進めます。
- 京急蒲田駅では、連続立体交差事業に併せた駅改良を進めます。
- バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。



## (2)道路等

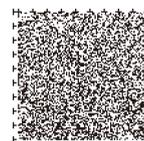
- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、利用者の動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置と連携して、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。

## (3)建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- 多くの方が利用する一定程度の規模の施設においては、だれでもトイレの設置に努めます。
- 高齢者、障がい者等が利用しやすい施設及び設備を整備します。

## (4)その他（ソフト面の取り組み）

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 駐輪場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、施設等職員の研修・教育の充実を図ります。



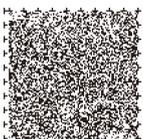
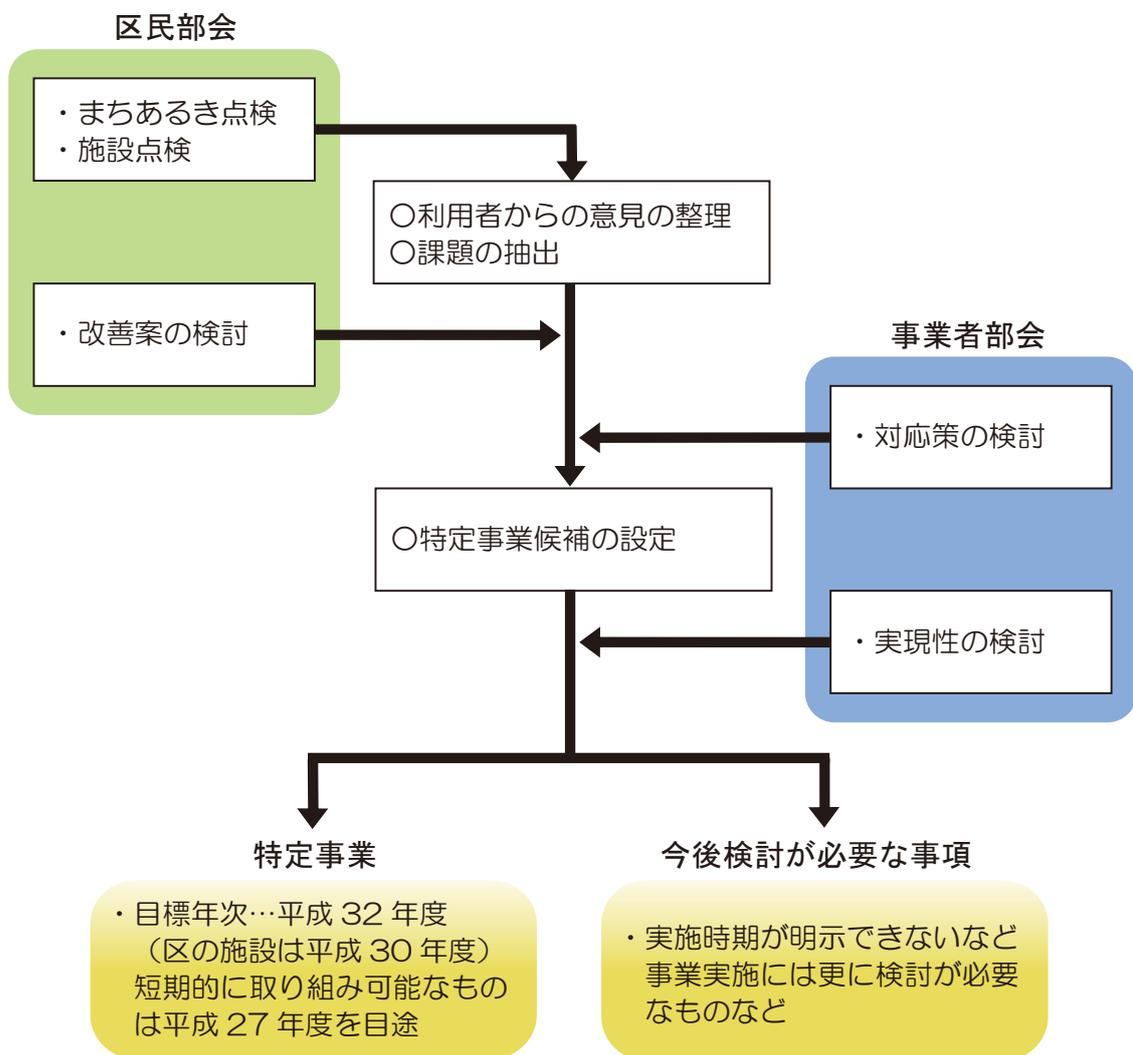
# 4

## 特定事業等の設定

### 4-1 検討の流れ

まち歩き点検や施設点検の結果から、利用者の意見を整理し、それに対応する課題を抽出しました。その課題をもとに、区民部会における改善案の検討と、事業者による対応策・実現性の検討を経て、「特定事業」と「今後検討が必要な事項」を設定しました。

図4 検討の流れ



## 4-2 特定事業

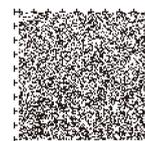
特定事業とは、重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組む事業です。

本プランに定めた特定事業については、事業計画の作成と、その事業計画に基づく事業の実施が、バリアフリー法において義務付けられています。

### (1)公共交通特定事業

公共交通特定事業は公共交通機関の施設及びその事業の用に供する車両等を対象としており、重点整備地区内の駅におけるバリアフリー設備（エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、だれでもトイレ等）の整備と、重点整備地区内に乗り入れている乗合バスのバリアフリー化（ノンステップバスの導入等）等があります。

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
施設 a1 JR 蒲田駅	①ホーム縁端に内方線付き点状ブロックを設置	東日本旅客鉄道株式会社		○
	②だれでもトイレのドアの開閉ボタンの操作方法を案内する表示の改善		○	
施設 a2 東急蒲田駅	①トイレを案内する視覚障害者誘導用ブロック及び音声案内の設置	東京急行電鉄株式会社	○	
	②だれでもトイレの設置を含めたトイレの改修		○	
	③券売機下部の蹴込みスペースの設置		○	
	④路線図・運賃表の改善		○	
	⑤触知案内図の設置		○	
施設 a3 京急蒲田駅	①移動等円滑化基準に適合した駅施設の改良	京浜急行電鉄株式会社	○	
	②ホーム上の案内コーナーに筆談器を準備		○	
乗合バス	①バス停での車外アナウンスの徹底	東急バス株式会社	○	
	②ノンステップバスの導入		○	
	③バス停での車外アナウンスの徹底	京浜急行バス株式会社	○	
	④バス停の音声案内装置の設置		○	
	⑤ノンステップバスの導入		○	



## (2)道路特定事業

道路特定事業は、生活関連施設間を結ぶ経路について連続的にバリアフリー化された歩行空間の確保を図るための事業であり、歩道の拡幅、段差の解消、勾配の改善等の道路構造の改良と、視覚障害者誘導用ブロックの設置等があります。

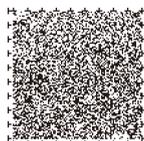
### ア.国道、都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
生活関連経路 (A) 共通	①歩道の段差・勾配の改善	国土交通省 東京都		○
	②視覚障害者誘導用ブロックの改善・設置		○	

### イ.区道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
生活関連経路 (A) 共通	①歩道の段差・勾配の改善	大田区	○	○
	②視覚障害者誘導用ブロックの改善・設置		○	○
生活関連経路 (B) 共通	③安全な歩行空間の確保			○
経路 2・3 東口・西口 駅前広場	④駅と歩道の視覚障害者誘導用ブロックの 連続性の確保		○	
	⑤車止めの配置・形状の改善			○
経路 6	⑥旧逆川の整備		○	
経路 19	⑦街灯の改善			○
	⑧案内サインの位置の改善			○
経路 22 西口駅前広場	⑨駅前広場の新設*		○	
経路 23 東口駅前広場	⑩駅前広場の新設		○	
経路 24	⑪道路の新設		○	
経路 25	⑫歩行者専用道の新設		○	
経路 36	⑬視覚障害者誘導用ブロックの改善			○

※京急蒲田西口駅前地区第一種市街地再開発事業に併せて整備を行う。



### (3)交通安全特定事業

交通安全特定事業は、障がい者等の移動の円滑化のために実施する、信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業です。

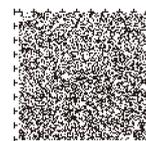
整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
重点整備地区	①音響式信号機、青時間延長信号機等の設置	東京都 公安委員会		○
	②道路標識・道路標示の高輝度化			○
	③エスコートゾーンの設置			○
	④違法駐車の重点的な指導・取締りの実施		○	○
	⑤違法駐車防止のための広報啓発活動の実施		○	○

### (4)建築物特定事業

建築物特定事業は、高齢者、障がい者等の利用が見込まれるバリアフリー化の必要性が高い建築物を対象とした事業です。

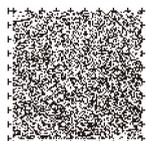
#### ア.区施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
区施設共通	①「受付等での職員対応」に関する全庁的な対応方針の更なる改善	大田区	○	
	②「災害時や緊急時の情報提供」に関する全庁的な対応方針の作成とそれに基づく改善		○	
	③建物内部（通路、設備、サイン等）に関する全庁的な対応方針の作成とそれに基づく改善		○	
施設 b1 大田区役所 本庁舎	①だれでもトイレの施錠と「使用中」表示の連動の改善		○	
	②だれでもトイレの出入口段差のつまずき防止の対応		○	
	③建物内通路の段差解消（電源コードカバー等）	○		
	④視覚障害者誘導用のタイル等の敷設	○		



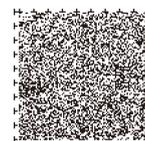
(区施設の続き)

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
施設 b2 蒲田地域庁舎	①敷地内通路と歩道の視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	大田区		○
	②階段の手すりに点字を表示		○	
施設 b4 産業プラザ	①視覚障害者誘導用ブロックと車止めの配置の改善		○	
	②車いす対応エレベーターの表示の設置		○	
	③エレベーター内の鏡の改善		○	
施設 d1 大田区民センター	①施設西側の敷地境のすりつけ勾配の改善			○
	②北側玄関口の溝の改善			○
	③新蒲田福祉センター正面出入口の視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	
	④車いす使用者用駐車施設の表示の改善		○	
	⑤自転車駐車場の改善			○
施設 d2 蒲田駅前図書館	①洋式トイレの整備			○
施設 d3 区民ホール・アプリコ	①通路に手すりを設置			○
施設 d4 消費者生活センター	①出入口の階段の改修			○
	②出入口のスロープの視覚障害者誘導用ブロックの改善			○
	③出入口のスロープの路面の改善			○
	④通路に手すりを設置			○
	⑤階段の手すりに点字を表示	○		
	⑥階段に二段手すりを設置		○	
施設 e3 ゆうゆうくらぶ東蒲田	①小便器に手すりを設置		○	



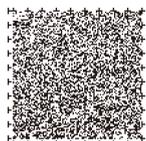
## イ. 区施設以外の施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
施設 b5 蒲田税務署	①歩道と敷地の境界の段差解消	国税庁 東京国税局		○
	②敷地内通路の路面の改善			○
	③出入口前のグレーチングの改善			○
	④玄関マットの改善		○	
	⑤出入口のスロープの改善			○
	⑥出入口のインターホンの高さの改善			○
	⑦総合窓口出入口の段差解消と視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
	⑧トイレを案内するサインの改善		○	
	⑨敷地内通路の視覚障害者誘導用ブロックの改善			○
	⑩床の仕上げの改善			○
	⑪車いす使用者用駐車施設の改善			○
	⑫小便器に手すりを設置		○	
施設 b6 大田都税 事務所	①案内サインの改善	東京都	○	
	②案内カウンターに「耳マーク」を設置		○	
	③車いすで利用できる記載台の設置		○	
施設 c1 アロマスクエ ア郵便局	①筆談ボードの準備と「耳マーク」の設置	郵便局 株式会社	○	
施設 c2 蒲田郵便局	①カウンターに「耳マーク」を設置	郵便事業 株式会社	○	
	②自転車駐車場に施設利用者以外の駐輪禁止を表示		○	
施設 c3 みずほ銀行 蒲田支店	①階段の段鼻の視認性の改善	株式会社 みずほ銀行	○	
	②エレベーター前点状ブロックの設置		○	
施設 c5 横浜銀行 蒲田支店	①出入口に視覚障害者誘導用ブロックの設置	株式会社 横浜銀行	○	
施設 c6 りそな銀行 蒲田支店	①階段の手すりの延長	株式会社 りそな銀行		○
	②階段の手すりの連続性の確保			○
施設 d5 若葉婦人会館	①玄関スペースの改善	社団法人 若葉婦人会	○	
	②室内障がい物（突出したガス栓等）の改善		○	



(区施設以外の施設の続き)

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
施設 e1 さわやかサポ- ト蒲田医師会	①出入口前のグレーチングの改善	社団法人 蒲田医師会	○	
施設 e4 若葉眼科病院	①トイレに杖ホルダーを設置	医療法人社団 善春会	○	
施設 f1 アロマプラザ	①視覚障害者誘導用ブロックの設置	アロマスクエ ア株式会社		○
	②エスカレーターの上下端に点状ブロック を設置			○
	③階段の上下端に点状ブロックを設置			○
	④トイレに杖ホルダーを設置		○	
施設 f2 オリンピック 蒲田店	①エレベーターの案内の改善	株式会社ハイパ -マーケット・ オリンピック	○	
	②案内サインの改善		○	
	③トイレの荷物掛けの改善		○	
施設 f3 蒲田東急 プラザ	①2階連絡通路のスロープの脱輪防止等の 安全対策	東急不 動 産 SC マネジメ ント株式会社	○	
	②店舗案内図の改善			○
	③東急蒲田駅のエレベーターを案内する サインの設置		○	
	④トイレに杖ホルダーを設置		○	
	⑤案内サインの改善		○	
施設 f4 グランデュオ 蒲田東館・西館	①東口の敷地と道路の段差の視認性改善	ジェイアール 東日本商業開 発株式会社	○	
	②連絡通路の階段の上下端及び段鼻の視認 性改善		○	
	③駅や連絡通路等を示すサインの設置		○	
	④だれでもトイレの案内の改善		○	
	⑤エレベーターの「優先」表示の改善		○	
施設 f5 マルエツ かまた店	①商品の整理による通路幅の確保	株式会社 マルエツ	○	
	②トイレの改善		○	
	③必要な自転車駐車場の確保		○	
	④階段の段鼻の視認性改善とすべり止めの 設置			○
施設 f6 ユザワヤ 蒲田店	①出入口の段差の解消	ユザワヤ商事 株式会社		○
	②歩道と敷地の境界の視認性向上			○
	③歩道と敷地の境界の段差解消			○
	④路上への商品のはみ出しの解消		○	
	⑤トイレ内の荷物掛けの改善		○	



## (区施設以外の施設の続き)

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
施設 g1 西鉄イン蒲田	①駐車場入口部分の段差解消	株式会社 西鉄ホテルズ		○
	②フロントにローカウンター設置			○
	③だれでもトイレのオストメイト対応			○
	④階段の上下端に点状ブロック設置			○
	⑤階段の手すりの改善			○
	⑥階段の段鼻の安全対策（滑り止め、踏み面の輝度向上）			○

## (5) その他の事業

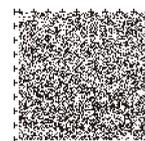
その他の事業は、重点整備地区のバリアフリー化のために、特定事業と併せて実施すべき事業です。

## ア. 区施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
自転車駐車場	①環状8号線下の自転車駐車場の収容台数の拡充	大田区	○	
重点整備地区 (ソフト施策)	①放置自転車対策		○	
	②自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	
	③看板や商品等の道路上へのはみ出し解消		○	

## イ. 区施設以外の施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
アロマスクエ ア街区周辺の 道路（経路7及 び10の一部）	①歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの改善	アロマスクエ ア株式会社		○
	②歩道上の車止めの改善			○
バス停	①バス停における車いす乗降スペースの確保	京浜急行バス 株式会社 大田区	○	



### 4-3 今後検討が必要な事項

蒲田駅周辺地区における移動等円滑化を一層推進していくため、特定事業の実施に併せ、以下に示す事項について、今後、検討する必要があります。

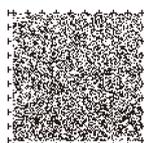
#### (1) 公共交通機関

対象	今後検討が必要な事項	事業主体
旅客施設共通	①国土交通省「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめの概要に基づく、ホーム上からの転落防止対策	各鉄道事業者
施設 a1 JR 蒲田駅	①案内サインの改善 ②触知案内図の設置	東日本旅客鉄道株式会社
施設 a2 東急蒲田駅	①災害情報等の情報モニターの設置	東京急行電鉄株式会社

#### (2) 建築物

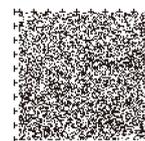
##### ア. 区施設

対象	今後検討が必要な事項	事業主体
駅前広場、大田区役所本庁舎等	①緊急時の情報を表示できる電光掲示板の設置	大田区
施設 b1 大田区役所本庁舎	①だれでもトイレの出入口の段差の解消	
施設 b3 蒲田西特別出張所	①出入口のスロープの勾配の改善・手すりの設置	
施設 b4 産業プラザ	①車いす使用者用駐車施設の増設・改善 ②通路の装飾エッジの視認性の向上	
施設 d1 大田区民センター	①施設東側からの移動等円滑化経路の確保	



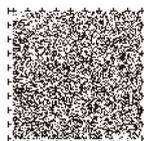
## イ. 区施設以外の施設

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 b6 大田都税 事務所	①階段に二段手すりを設置	東京都
	②トイレ、エレベーターへ誘導する視覚障害者誘導用 ブロックの設置	
	③トイレの改善	
	④トイレに杖ホルダーを設置	
施設 c2 蒲田郵便局	①出入口の階段手すりの延長	郵便事業 株式会社
	②出入口のスロープの路面の改善	
施設 c4 三井住友銀行 蒲田西支店	①階段の上下端に点状ブロックを設置	株式会社 三井住友銀行
	②階段の手すりに点字を表示	
	③案内サインの改善	
	④店舗入口部分の視覚障害者誘導用ブロック設置	
	⑤ATMの音声案内装置の改善	
	⑥コミュニケーションボードの導入	
施設 c5 横浜銀行 蒲田支店	①階段の手すりの改善	株式会社 横浜銀行
施設 c6 りそな銀行 蒲田支店	①インターホンの改善	株式会社 りそな銀行
	②出入口からインターホンまでの視覚障害者誘導用ブ ロックの設置	
	③出入口からATMまでの視覚障害者誘導用ブロッ クの設置	
施設 e1 さわやかサポ ート蒲田医師会	①エレベーターの乗り場ボタンの改善	社団法人 蒲田医師会
	②エレベーターに音声案内装置を設置	
施設 e4 若葉眼科病院	①足裏の感覚で動線を判別できるカーペット等に床材 を変更	医療法人社団 善春会



## (区施設以外の施設のつづき)

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 f1 アロマプラザ	①階段の段鼻の視認性向上	アロマスクエア株式会社
	②案内サインの改善	
	③だれでもトイレの改善	
	④トイレの洗浄ボタン、非常用呼出しボタンの位置の改善	
施設 f2 オリンピック蒲田店	①トイレの洗浄ボタン、非常用呼出しボタンの位置の改善	株式会社ハイパーマーケット・オリンピック
施設 f6 ユザワヤ蒲田店	①トイレの改善	ユザワヤ商事株式会社
	②エレベーター内の手すりの設置	
	③階段の手すりの延長	
	④階段の上下端に点状ブロックを設置	
	⑤非常口を示す誘導灯の設置	
施設 g1 西鉄イン蒲田	①出入口部分の段差解消	株式会社西鉄ホテルズ



# 5 今後の推進に向けて

## 5-1 本プランの推進

### (1) 特定事業計画の作成と事業実施

#### ● 本プラン策定後、1年以内に特定事業計画を作成します

本プラン策定後、バリアフリー法の規定により、各特定事業者は本プラン内で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、特定事業計画を作成します。

この特定事業計画は、速やかな事業の実施に向け、本プラン策定後1年以内に作成するものとしします。

また、日常の維持管理や小規模な改良で対応できる課題については、特定事業計画の作成にかかわらず、適宜実施していきます。

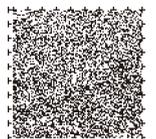
### (2) 進捗管理及び評価

#### ● 推進組織により、事業の進捗管理と評価を行います

本プランを作成した区は、各事業者の取り組みに協力するとともに、特定事業等の着実な推進を図るため、大田区移動等円滑化推進協議会を継承した推進組織を設置します。

この推進組織では、以下に示す役割を担い、年1回以上の会議を開催し、事業の進捗管理と評価を行います。また、事業の実施状況を踏まえ、適切な時期に本プランの見直しを行います。

- ① 特定事業計画の作成状況の把握
- ② 特定事業等の実施状況の確認
- ③ 事業実施後の点検と改善策の提案
- ④ 事業の進捗に関する広報 等





## (5) 既存施設の改善誘導

### ● 建築物チェックシートを活用し、事業者の自発的な改善を誘導します

本プランの検討過程において作成した建築物チェックシート<sup>※</sup>を、施設管理者に配布し、管理者自身により施設をチェックすることで抽出された課題について、各管理者に自発的な改善を実施するよう求めました。

今後は、今回配布しなかった既存建築物や小規模建築物も対象に加え、建築物チェックシートを配布し、自発的改善を誘発するよう取り組んでいきます。

- ※ 区民部会にて実施したまち歩き点検や施設点検の結果から、個々の施設の業務内容にかかわらず、受付、階段および通路等施設の設備や機能によって同じ様な（共通する）バリアが多く見受けられることがわかりました。この結果をもとに、設備や機能別に利用者から挙げた指摘事項をまとめたものが建築物チェックシートです。



## 5-2 留意事項

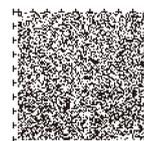
### (1) 利用者意見の反映

#### ● 事業の実施段階で、利用者意見を積極的に取り入れていきます

本プランの検討過程において、利用者側から「改善する事業が完了したものを見直し、更に改善することは難しいため、事業を実施する前に意見を聴いてほしい」といった意見がありました。一方で、事業者側からも「事業を進める際に利用者の意見を聴ける仕組みがあるとよい」という提案がありました。

利用者の視点に立った事業実施は、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に位置づけがあり、誰でも社会参加が可能なまちづくりを実現するために「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー」が既に設置され制度化されています。

このような制度等も活用し、事業実施段階において区民をはじめとする利用者の意見を積極的に取り入れていきます。



## (2)事業者間の情報共有

- 事業者のレベルアップと事業意欲の向上を図るため、優良事例の共有と蓄積を進めます

本プランの検討過程において、障がい者団体の方から、使いやすい施設や設備についての情報が寄せられました。

使いやすいと評価された方法や設備の仕様等についての情報を広めることは、総じて特定事業等のレベルアップにつながるとともに、事業意欲の向上にもつながると考えられます。

このため、区が『推進組織』に優良事例を報告し、これを広報するなど、情報・知見の共有と蓄積を進めます。

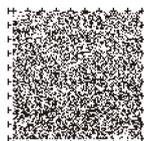
## (3)心のバリアフリーの促進

- 事業者の気づきを誘発し、心のバリアフリーを促進します

本プランの検討過程で、区民からバリアフリー化の要望を受けた事業者が、バリアの存在に気づき、すぐに対応可能なものは整備・改善を実施したという例が多く見られました。このように、“気づく”ことで事業化に結びつくことがあります。

また、まち歩き点検や施設点検などで、受付やカウンターといった設備の使いやすさだけでなく、担当者の目配りや気配りに対する改善要望など、心のバリアフリーに関する指摘が多く見られました。

このため、事業者の気づきを誘発し心のバリアフリーを促進するため、高齢者・障がい者等への接し方や支援の方法を周知するパンフレットの作成や、講習会・交流会イベント等の開催を検討し進めます。





大田区移動等円滑化推進計画(蒲田駅周辺地区)  
かまた街なか“すいすい”プラン

平成24年3月

発行：大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1303 ファクス：03-5744-1530

